

秩父市立病院建設基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

秩父市立病院建設基本計画策定支援業務

2 業務の目的

医療資源の減少が懸念されている秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）において、老朽化した秩父市立病院が地域の中核病院として医療体制を維持できるよう、新たな市立病院の建設（建替え）に向けた基本計画の策定を目的とする。

3 業務委託期間

令和7年7月11日（金）から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

埼玉県秩父市内他

5 業務予定

主な業務予定は以下のとおり。状況により実施年度の変更や業務を追加する可能性あり。

(1) 令和7年度

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・病院建設事業全体スケジュールの作成 | ・基本計画策定スケジュールの作成 |
| ・地域内外の環境調査、課題等の検討 | ・新病院の理念、基本方針等の検討 |
| ・基本機能（診療科、病床数等）の検討 | ・建設候補地、建設規模等の設定 |
| ・部門別計画等の策定、関連施設の検討 | ・施設整備計画、設備運用計画等の策定 |
| ・市民、医療関係者等からの意見収集 | ・概算総事業費、事業収支シミュレーションの作成 |

(2) 令和8年度

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・事業の整備手法、発注方式の検討 | ・病院建設事業全体スケジュールの再調整 |
| ・国や県との調整、資料等の作成 | ・概算総事業費、事業収支シミュレーションの修正 |
| ・設計発注に向けた資料等の作成 | ・パブリックコメント、住民説明会等の実施 |

6 業務内容

受託者は、秩父市立病院建設基本構想（令和7年3月）及び秩父市立病院経営強化プラン（令和7年3月改正）の内容を踏まえ、以下の業務を行うこと。

(1) 秩父市立病院を取り巻く環境の分析、課題や今後の予測についての検証

- ・秩父市立病院の現状、課題、今後の見通しについての検証
- ・財務諸表、経営指標、受療動向分析、患者数の将来予測、医療需要推計等の作成
- ・秩父医療圏内の医療機関の現状把握、秩父市立病院の今後の役割の予測
- ・国、県、近隣医療圏の動向
- ・その他秩父市立病院に関わる状況及び課題等の把握

(2) 全体計画、基本方針、基本機能、関連施設連携、地域内連携等の検討

- ・病院建設事業全体スケジュールの作成
- ・基本計画策定スケジュールの作成

※令和8年11月までに公立病院の新設・建替等に係る手続きに必要な関係書類を国（総務省）に提出することができるスケジュールにすること

- ・新病院の理念、基本方針の検討
 - ・診療科、病床数、病床機能、診療機能等の検討
 - ・関連施設連携、地域内連携、医療機関連携等の検討
- (3) 施設整備計画の検討
- ・建設候補地の特徴、現状と課題の検証
 - ・敷地面積、建物規模の検討
 - ・建物配置、駐車場、関連施設の併設等、敷地利用方法の検討
 - ・整備手法、発注方式の検討
 - ・基本設計の発注に向けた資料等の作成
- (4) 部門別計画等の策定
- ・部門別計画の策定
 - ・人員配置計画等の策定
 - ・福利厚生施設、会議室等の検討
- (5) 医療機器等整備計画、業務委託方針等の検討
- ・医療機器等整備計画の策定
 - ・情報システム整備計画の策定
 - ・業務委託方針の検討
- (6) 新病院の収支シミュレーション
- ・概算総事業費の算出
 - ・資金調達方法等の検討
 - ・事業運営収支計画の積算
- (7) 会議やワーキンググループ等の実施、運営
- ・基本計画策定に係る委員会（10回程度を想定）の実施
 - ※第1回委員会を6月に開催予定のため第2回委員会の準備から業務を行うこと
 - ・市立病院職員の検討会議等（10回程度を想定）の実施
 - ・市立病院の各部門のワーキンググループ等（各6回程度を想定）の実施
 - ・その他、基本計画を策定するために必要な会議（web会議含む）の実施
 - ・上記会議等の出席、運営、資料作成、議事録作成、意見や要請等への対応
- ※議事録（業務打合せ記録書）について
- ・基本計画策定に係る委員会は詳細を記載した議事録を委員会後5週間以内に作成完了（5週間以内に内容確認・修正も含めて完了しホームページに公開できるようにする）
 - ・その他の会議等は概要を記載した議事録を会議後4週間以内に作成完了（4週間以内に内容確認・修正も含めて完了する）
- (8) その他
- ・市民や医療関係者等からの意見収集、アンケート等の実施
 - ※アンケート：1,500世帯を対象、素案・用紙・封筒等の作成、アンケート送付、集計及び報告
 - ・パブリックコメントの実施や結果への対応等
 - ・市民説明会や報告会等の実施
 - ・上記説明会等の出席、運営、資料作成、議事録作成、意見や要請等への対応

- ・国や県との調整の支援、国や県に提出する資料等の作成
 - ※令和8年11月までに公立病院の新設・建替等に係る手続きに必要な関係書類を国（総務省）に提出することができるように支援すること
- ・その他、基本計画を策定するために必要な業務

6 委託業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については委託者の指示及び承諾を受けること。また、必要に応じ、受託者が打合せ内容を記録し、相互に確認出来るようにすること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令、適用基準等を遵守しなければならない。また、国の地域医療構想、埼玉県地域保健医療計画、埼玉県地域医療構想など、国や県の今後の医療政策について十分に理解していること。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者及び担当者を選任し、委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、委託者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (5) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の承認を得ること。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。
 - ①令和7年度
 - ・業務中間報告書 1部
 - ・令和8年度の事業計画書 5部
 - ・秩父市立病院建設基本計画【本編、概要】（中間報告） 各5部
 - ・会議等の議事録・資料、その他本業務において作成した資料等 各5部
 - ・上記の原稿やデータ等を収録した記憶媒体（CD-ROM等）1セット
 - ②令和8年度
 - ・業務完了報告書 1部
 - ・秩父市立病院建設基本計画【本編、概要】（完成版） 各25部
 - ・会議等の議事録・資料、その他本業務において作成した資料等 各5部
 - ・上記の原稿やデータ等を収録した記憶媒体（CD-ROM等）1セット
- (2) 成果品は、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 成果品の書式、詳細な内容、提出方法等は、委託者と協議の上決定すること。
- (4) 履行期間途中においても、受託者が承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

8 業務計画書等の提出

- (1) 受託者は次の事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に委託者に提出すること。

- ・業務遂行方針、業務内容
- ・業務詳細工程、業務フローチャート
- ・責任者、担当者等の業務従事者一覧
- ・その他、委託者が必要とする事項

(2) 受注者は、上記に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承諾を受けること。

9 検査

- (1) 本仕様書に指定された各年度の成果品一式を納品し、委託者の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足その他必要な措置を取らなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (3) 訂正、補足等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

10 その他

- (1) 市の各種計画との整合性を図ること。
 - ・第2次秩父市総合振興計画後期基本計画（令和3年3月）
※令和8年3月策定予定の第3次秩父市総合振興計画との整合性も図ること
 - ・秩父市中期財政計画（第4次財政健全化計画）（令和7年3月）
 - ・秩父市都市計画マスタープラン（令和3年4月）
 - ・秩父市立地適正化計画（令和3年4月）
 - ・秩父市地域防災計画（令和5年度修正）
 - ・秩父市公共施設等総合管理計画（三訂版）（令和4年3月）
 - ・秩父市立病院中長期計画（平成31年3月）
 - ・秩父市立病院施設維持管理計画（令和3年3月）
 - ・その他委託者が指示する計画
- (2) 業務の遂行において必要な資料等については、委託者と調整の上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料等を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (3) 業務の実施に当たって、個人情報保護の遵守のため、委託者が受託者に対し個人情報の取扱いについて確認を求めた場合は、受託者はそれに協力しなければならない。
- (4) 本業務で作成した資料等は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与又は複写してはならない。
- (5) 本業務の作業スケジュールや業務内容等について、状況に応じて変更が必要な場合は、協議の上決定する。
- (6) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議の上決定する。

11 問い合わせ・提出先

秩父市保健医療部市立病院建設準備室

埼玉県秩父市熊木町8-15 電話：0494-26-7354 FAX：0494-25-5236